

# 石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一)

——中国に関する日米両国交換公文の成  
立過程から廃棄に至るまで——

池田十吾

## 目次

はじめに

ブライアン声明の再確認を求める日本政府

日本の要求を拒絶する米国政府

石井特派使節の渡米

第1回会談(9月6日)

第2回会談(9月10日)

第3回会談(9月22日)

第4回会談(9月26日)

石井特派大使のニューヨーク演説とアジア・モンロー主義

はじめに

中国に関する日米両国間交換公文、いわゆる石井・ランシング協定は、1917(大正6)年11月2日、米国・ワシントンにおいて、石井菊次郎特命全権大使とロバート・ランシング(Robert Lansing) 國務長官との間で調印され成立した。

この協定は、その過程において、日本が米国に「支那全体に対し経済上のみならず、政治上においても特殊で緊密な関係を有すること、さらに政治上と経済上の卓越する利益を有すること」を承認させようと試みたもので、このことは、日米外交史上初めての試みであった。<sup>①</sup>

この論文は、日米両国の外交文書を分析することによって、石井・ランシ

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

グ協定の成立過程から廃棄に至るまでを詳細に研究したものである。

### ブライアン声明の再確認を求める日本政府

1915年3月13日、米国政府はいわゆる21ヶ条要求問題に関し、珍田捨己駐米大使に書簡を送った。それによると「米国は領土の隣接が、日本とこれらの地域(山東、南満州と東部蒙古)との間に、特殊の関係(special relations)を創設することを卒直に承認<sup>②</sup>し、かつ「米国は、極東において日本が卓越する地位(the prominence of Japan in the Far East)を持っていることを、嫉みもしなければ、日米両国が相互利益のために、親密に提携することを嫉まない。また、米国は日本を妨害して日本を困惑させ、支那を動かして日本に反抗させる意図はない。米国の政策は、本書簡に披瀝するが如く、支那の独立、保全と通商上の自由の保持、支那における米国の合法的権利を擁護することにある<sup>③</sup>」と声明した。

だが、実際の事態は正反対であって、米国政府の外交官・ラインシュ在支公使も日本の地位を正当に認識しないのみならず、支那人を扇動して日本に反抗させた。さらに支那の内政に干渉して得意然としたものがあつた。よって、1917年6月15日、日本政府は駐米・佐藤愛磨大使に訓令して、ランシング國務長官(1915年6月24日、就任)に対し、次の如き非公式の通牒を手交し、支那における日本の特殊地位の承認を求めた。

日支両国間には経済上のみならず、政治上においても特殊で緊密な関係の存在することは、米国政府によって良く以前から理解されてきた。1915年3月13日付の珍田大使宛において、当時のブライアン國務長官は、前記の事態を承認し、米国人の支那における活動は決して政治的でないことを声明している。日本政府はその声明を信頼し、最近、頻繁な支那からの新聞報道に、北京の米国公使がある程度の支那の政治的危機に干与しているとの流言を重要視しない。さらに、米国政府が事前に日本政府に相談せず、最近の支那の政情に関し、支那政府に重大な申し出を行なったことに関しても、米国政府

## 石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

の公正にして非利己的な動機に何らの疑いも抱かない。しかしながら、日本政府は日本の世論が支那問題に関し特に敏感であって、米国政府の右の行動が前記の流言と会して、日本国民の一部に不安の念を生じた事実に当惑している。このような環境において、もし米国政府が何らか適切な方法によって、ブライアン声明を確認し、支那問題に関し、日本に友好的態度を執ることを明白に再言明されることは、日本の世論に好印象を与え、日米両国間の友好関係に少なからず寄与することが明らかである。よって、ここに日本政府は最も卒直にその所信を披瀝し、米国政府の意見を承わらんことを望む<sup>④</sup>。なぜ日本政府がこの時機に、このような提議を選択したかに関しては、当時の支那は第一次大戦への参戦問題をめぐって、大統領と軍閥との間に軋轢があった。ラインシュ公使は、密元洪大統領に味方し軍閥を押えるために、列強の共同調停を本国政府に稟議した。米国政府は直ちにその意見を採用し、単独に大統領を支持し、反対党を逆徒視する勧告を与え、その後日英仏の三国政府に共同勧告を提議した。これに対し、三国政府は不同意の態度を執ると、ランシング国務長官は「諸外国の協力は期待するものでないし、妨げもしない」と主張した。よって、日本政府は、1917年6月15日付覚書を以て「日本は支那において、政治上及び経済上の卓越する利益 (paramount interest)<sup>⑤</sup> をもっている。従って、支那における事態が重大化すれば、日本は他のいずれの国よりも多くの損害を被ること疑いない。しかしながら、日本政府は支那の内政問題に対しては不干渉の政策を恪守するがゆえに、現下の危機に関しても支那政府に何等の申し出を行なうことを避けている」と、米国政府の提議を拒絶した<sup>⑥</sup>。それと同時に、同日付を以て前記のブライアン声明の再確認の要求に関する他の覚書を提出した。これがいわゆる石井・ランシング協定の発端である。

### 日本の要求を拒絶する米国政府

同年7月6日、米国政府はこれに対し、次の如き非公式覚書を日本大使に手交し、ブライアン声明のなかで、「米国に好都合の部分(従って日本には不利

益)のみを再確認した。それと同時に、ブライアンは、支那全体に対する日本の特殊地位を承認したことなく、ランシング自身も、日本の支那における卓越<sup>⑦</sup>的<sup>⑦</sup>利益を認めた文句を使った記憶はない」と答えた。非公式覚書の内容は次の通りである。

米国政府は、支那に関する諸問題に米国が日本に友好的態度をもつ証拠として、1915年3月13日付でブライアン國務長官が珍田大使宛書簡声明を確認し、米国政府の目的に関し発生する疑惑を除去することを欣快とする。ブライアンは右の書簡において、「支那の領土的保全の維持、支那のために商工業上の機会均等を目的とする支那の福祉に利害関係ある米国とその他の諸国の政策の起源」と称し、1915年の日本による対支提案（当時、その提案の目的に関し米国政府の知りかつ理解する限り）が、いかなる点において、1908年11月30日の日米交換公文による諒解のみならず、前記政策と米国の支那における条約上の権利を毀損するかを指摘した後、結論として「そのために、米国政府はある外国によって、支那に対し政治上、軍事上、経済上の支配権を握ることを無関心に看過することはできない。日本政府が右の提案を受諾させるため支那を圧迫しないことが、日本の利益に合致することを発見すること望む。もし支那がこれを受諾すれば、支那の経済的、産業的發展に、米国人の均等参加を妨げ、支那の政治的独立を制限するからである。

米国政府はこの機会を利用して、米国政府が過去において、日米両国関係を特色付けた友情と尊敬を以って、極東における日本の志望を観察していることを申し上げたい。米国政府は日本が東方において優越な地位をもっていることを嫉みもせず、また日支両国が、相互の利益のために、緊密に協力することを嫉むものでないことを強調したい。米国は、日本を妨害し日本を困らせ、もしくは支那を動かして、日本に反対させる意図は毛頭ない。米国の国策は、本書簡に述べたように、支那の独立、保全、商業的自由の維持、支那における米国の平等な権利と利益の保持を目的としている」と言っている。

ブライアン書簡は、このように極東の国際関係に対する米国の見解を表明

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

しているが、そのどこにも、貴大使が6月15日の会見において述べたように、日本が全体において支那に経済上のみならず、政治上にも特殊で緊密な関係を持っていることを声明、もしくは承認するまで至っていないことを発見した事実により米国大使の注意を喚起したい。ブライアンは、単に領土の近接が日本と山東並びに南満州と東部蒙古地方との間に特殊な関係を創造することを承認すると述べている。しかし、将来、米国がこれらの地方に関する日支関係にその見解を述べるのが適当であると認めたことはない。この見解は、ブライアンが1915年5月11日の対日通牒において、当時かその後、日支間に結ばれた協定か諒解にして米国の条約上の権利、支那の政治的、領土的保全、門戸開放に関する国際政策を害するものは、承認を拒絶するのが正当だと感じた事実によっても立証できる。

6月15日、貴大使から手交された覚書には、日本は支那において政治上及び経済上卓越する利益 (paramount interest) をもっていると述べ、幣原次官の米国代理大使に語るによれば、貴大使は右覚書の深遠な意味に全く同意である旨を電報したとのことである。しかし、私はここに改めて米国政府の態度を表明するに当たり、6月15日の会見において、米国政府は日本が支那において、卓越の利益を有することを承認する印象を与える意思のなかったことを貴大使に明瞭にしたい。私はブライアンの正式表明を変更する意図はない。私は「卓越的(paramount)」という文字は使わず、「特殊的(special)」利益という文字を、1915年3月13日の書簡に同一意味に使ったと記憶する。

米国は支那に対し政治上の野心をもっていないけれど、米国が支那人の福祉に関して持っている歴史的利益、支那共和国の行政と領土的保全、米国と支那との条約関係並びに米国と支那との大なる貿易関係は、米国をこれらの利益に関する事項にして、支那の内争によって脅威を受ける場合、これに無関心ではない。しかしながら、支那の党派的紛争は、太平洋地方における現状維持 (status quo) と機会均等主義を脅威するものとは思われないから、1908年の日米協定により米国政府の意図を日本政府に通報する必要はなかった。米国政府の意図は、支那の内争に関する米国政府の意見を支那政府に伝

## 石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

え、政治的紛争を調整することに関する米国の利益と希望を表明したものである。しかし、日本政府において米国政府の動機に関し、何等の誤解の起こることを避けるために、支那への通牒の内容を日本政府に通報した。それにもかかわらず、1915年の日本の提案は、数週間を経て1908年の日米協定によって米国に通知した。鄭家屯 (Cheng Chia Tun) 事件に基因する日本の対支要求に関しては、米国政府はこれを日本に質問して、日本の行動を知った。

米国政府は、今回の日本政府からの申し出により右の行動を執るに当たっては、支那に対する伝統的政策、1915年、ブライアンの声明した見解から何ら離脱していないとの考えである。米国はその伝統的政策においても、かつまたブライアンの見解においても、支那の政治的發展を管理する特権を主張したことはない。それと同時に、いかなる国に対しても、支那に政治的勢力を拡張すべき権利もしくは卓越的利益を有することを承認したことはない。(in neither of which has the United States claimed the prerogative to control China's political development nor recognized the right or paramount interest of any other country to extend political influence over China)<sup>⑧</sup>

米国政府のこの覚書は、支那の内政干渉を拒絶する6月15日付日本政府の覚書と、日本の特殊地位承認を要求する同日付日本政府の覚書の二個の覚書に答えたものである。ランシングは、1918年5月11日、石井大使に対し、阪谷芳郎が支那の財政顧問に招聘されることに異存なしと言明しながら、半年後に、<sup>⑨</sup>「石井大使とそのような会談を行った記憶なし」と答え、石井大使にそのような記憶があれば、あえてその確実性を疑わないと虚言を吐いて平然としていた。よって今回の佐藤大使との会談においても、「日本が支那において卓越的利益を有することを承認するような印象を与える意思はなかった」ということ<sup>⑩</sup>も、日本政府の信用を失わせている。

ランシングの言葉によると、特殊利益なる語をブライアン声明の意味において承認するけれど、支那に政治的勢力を拡張すべき権利と卓越的利益を有する

ことは、いかなる国も承認できないというのである。来たるべき石井特派使節の使命も容易でないことが予想される。さらに、ランシングが逆襲したいわゆる21ヶ条要求の内容を米国政府に通知したことは、決して1908年の高平・ルート協定に基づいたものでない。これは当時の加藤高明外相が、日本政府の回答<sup>⑪</sup>に言及した通りである。また、鄭家屯事件<sup>⑫</sup>に関する対支要求を、米国大統領の問い合わせに対して内報したことが、高平・ルート協定とは無関係であることも、当時の石井菊次郎外相の言明するところである。<sup>⑬</sup>

### 石井特派使節の渡米

米国が連合側に立って世界大戦に参加(1917年4月6日)したことに對し、祝意と謝意を表明するために、連合諸国は、それぞれ使節を派遣した。英国はバルフォア、フランスはビィビィアニ、イタリアはウディヌ公、ロシアはバクメラフ、日本からは石井菊次郎が特派大使として渡米した(同年8月22日、ワシントンD.C.着)<sup>⑭</sup>。

石井使節の渡米のもう一つの目的は、石井の述懐によると「日本政府としては、この機会において、支那時局に関し日米両国責任者間に、腹藏なき意見交換を試み、多少目鼻を付け得るものなら付けたかったのである。然し戦争熱に余念なき米国当局が我輩と冷静に支那問題を検討するの余裕ありや否や、全く未知数であったから、日本政府に於ても大体の方針を示したに過ぎない。我輩とても先から支那の事まで訓令を求むることせずに出発したのであった<sup>⑮</sup>」とある。ここに「支那問題の検討」とあるのは、既に佐藤大使によって開始された支那全部に対する日本の特殊地位を米国に承認させる問題を指す。

この問題に関しては、米国政府は前述の7月6日付覚書において、「日本と山東及び満蒙との間には、領土の隣接による特殊関係の存立を承認するけれども、支那に政治的勢力を拡張すべき権利と卓越的利益(paramount interest)<sup>⑯</sup>を有することは、いかなる国にもこれを承認しない」という態度を執っている。それ以来2ヶ月を経過したのみであって、その後も情勢に何等の変化がな

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

かった。よって、米国政府の態度を一変しようとする石井使節の任務は容易で<sup>16</sup>なかったことが判明する。

石井が8月23日、挨拶のためホワイト・ハウスで大統領に謁見し、支那問題について小当りを試みると、ウィルソン大統領は「門戸開放と機会均等主義さえ誠実に行なわれるものとすれば、米国としてはその外に望むところはないが、<sup>17</sup>事實は、列国がいわゆる勢力範囲なるものを支那各方面に作りて、各自に縄張りを設くるはこの主義の脅威となり遺憾の次第である」と答えた。この言葉<sup>17</sup>を聞いた石井は、ウィルソンの勢力範囲撤回論に賛成し、早速、日本政府に「この点において先方に満足を与え、以って他の点における我主張に、彼をして同意せしむるの動機を作りたし<sup>18</sup>」と稟申した。石井の「他の点における我主張」が何を指すか説明がないけれど、従来から支那全部に対する日本の特殊地位の承認であり、特に日本は支那において政治上と経済上に卓越する利益をもっていることを、米国に承認されることに外ならない。<sup>19</sup>

ここに、「勢力範囲を支那全土に拡大しようとする」日本の要求と、ウィルソン大統領の「勢力範囲撤廃論」との間に大きな見解の違いを見ることができる。何故、これを調和することができなかつたのかの疑問が生じる。そこで、本野外相はこの問題を外交調査会に提議したが、「議論百出して大勢は勢力範囲撤廃に鮮からざる憂慮を抱き、むしろ不賛成に傾けるものが多かつた<sup>21</sup>」とある。日本政府としては、戦争の成行きも予見しえないこの際、支那の現状を変更する行動にでることは、好ましくなかつたのかも知れない。

## 第1回会談(9月6日)

勢力範囲の撤廃に関する稟請に対し、石井大使はいつまで待っても回訓が来なかつたので、その結果を待たずして、1917年9月6日午後、石井大使は國務省でランシング國務長官と会談を行なつた。会談当初の議題は、いかなる程度まで日本は戦争に援助を与えることができるか、さらに、いかにすれば日本は一層完全に連合諸国と米国に協力し得るかの問題であつた。しかし、ランシ



石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

グ国務長官は自ら他の問題を討議することに言及し、石井大使もこれに同意して支那問題に入った。その遣り取りは次の通りである。

ランシング——なお、これら戦争に直接関係ある問題以外の問題にして、石井使節において討議してみたいと思うものであれば、自分は慶んでこれを討議する。しかしながら、現下における日米両国政府の最高目的は、戦争に勝つことといかによればその目的のために日米両国が協力し得るかの諒解を遂げることである。

石井——自分が当地に参り、米国人から手厚く歓迎された事実に顧み、他の二、三の問題を考慮しないことは不幸であると思う。何となれば日米両国共に、戦争が終了した先のことを考えねばならないが、実は1915年、自分は大使をしていたフランスから帰国の途次、ロンドンに立ち寄ってグレー外相と会見した。当時、日本は膠州湾と南太平洋のドイツ島嶼を占領していた。自分はグレー外相に対し、日本政府に膠州湾は支那に還付する意図であるけれども、南洋島嶼はこれを戦争の記念品 (souvenirs) として保留しない政府は、日本において存在し得ないと語った。元来、日本の参戦は日本政府にとっては犠牲であった。日本の参戦は、日英同盟条約の精神には適っていると思うが、条約の正文上からはその義務がなかった。實際上、グレーは戦後における領土の再調整に同意した。すなわち、赤道以北のドイツの島嶼は日本が保留し、赤道以南の島嶼は英国が保留する。

ランシング——これを知ることができたのは慶びであって、卒直に話されたことを感謝するが、この時期に、私からそのような協定に批評を加えることはできない。何かさらに討議しておく問題はありますか。

石井——何か支那に関して提議することはありますか (Have you anything to propose in regard to China ?)。

ランシング——あります。提議はドイツに対する共同交戦国が、同時に声明書を出して門戸開放政策を再宣言することである。そうすれば、支那及び全世界に対して大変有益な結果が得るし、その政策は連合諸国の全部が同意している通商上の主義に合致する。

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

石井——(この提案に不意を襲われた様子)もちろん、その問題も考慮してみたい。その問題に賛成の議論も良く判る。しかしながら、日本としては常にその原則を恪守しているから、それが絶対に必要であるうとい理由が少なからぬ。

ランシング——日本はその発表した宣言を常に恪守している。日本の誠意は疑わぬ。米国政府は、常に日本の誠意を信頼している。米国政府は、日本政府が一旦約束したことには、何等の不安も感じていない。

石井——日本はその位置のために、支那に関し特殊の利益 (special interest) を持っていると思う。日本の願望は、支那を各国のために自由に開放することであるけれども、日本の特殊利益に言及することなく、単に門戸開放 (Open Door) 政策を再宣言することには批難がありうらと思う。

ランシング——米国は日本が地理上の位置から、支那に独特の利益 (peculiar interest) を持っている事実を認める。しかし、その趣旨の宣言をなすことは、自分には不必要と思う。それは自然的原因の結果であって、政治的原因の結果ではないからである。そのような趣旨の宣言は、独特の政治的利益と解釈される。よって、私は門戸開放政策の再確認を包含すること賢明であるかどうか疑う。

石井——日本は、もちろん門戸開放政策に賛成である。過去にこれを維持した如く将来も維持する。しかしながら、それを再確認することが真に利益であるかどうか、未だ申し上げ兼ねる。

ランシング——門戸開放政策は、格別に日本にとって有利である。もし各国が支那の一定地域に、卓越的利益 (paramount interest) をもつ勢力範囲時代に逆戻りすれば、日本が地理上の位置によって占める利益は破壊される。日本は低廉で能率的な労力と、その商品を支那市場に送る短距離の産業上有利な立場にあり、門戸開放政策によって他のいかなる国よりも利益を受ける。米国に関する限り、勢力範囲を再設定することが、米国の政策と主義に全く反するものであり、支那との関係においては、右の原則保持を最も切望する。私は石井使節が本件に極めて慎重な考慮を加え、次の9月10日の月曜

日の会談において、更にこれを討議するよう希望する。<sup>⑳</sup>

なお、この会談の当初において、石井使節は、ドイツ政府が各種経路を経て前後3回に亘り、日本政府に対し連合側から脱退して中立を守るよう説得に努めたけれど、日本政府は、その都度毅然として、その提議を拒絶したと語った。「チンメルマン文書」が示すように、ドイツはかつてメキシコを経てこれを試みた。<sup>㉑</sup>しかし、これは米国政府にとって何等不安でない。なぜなら、日本が同盟国に忠実である事実に鑑み、また日本が誠実であるうとい評判に疑いの余地がないからである。<sup>㉒</sup>

右のランシングの手記から要約すると、まず、ランシング国務長官が支那に関する門戸開放政策の再宣言を提議した時、石井使節がこれに対し「いまさら、漫然と旧政策をそのまま再宣言する必要はない。日本が支那に特殊利益 (special interest) を持つことの承認を含んだ再宣言であれば考慮する」と答えている。ランシングは、日本が地理上の位置により支那に独特の利益 (peculiar interest) をもっていることは認めるけれども、それが政治的利益と解釈されるところがあるから含めたくないと述べた。しかしながら、この地理上の位置に基く独特の利益が、支那全土を指すのか山東と満蒙のみに限られるのか不明である。

石井使節の要求した特殊利益は、支那全土に関するものであることは当然である。現にこの会見において、石井は「我が国の見地よりすれば、日本は支那全体において特に接壤地方において、なお更のこと他国に優越した利益を有していること、なお、米国が西半球、特にメキシコと中南米諸国におけると同様である。この如き事柄は天賦の地勢より来る実在の状態にして、彼のモンロー主義が他国の承認を要せざる如く、右実在状態も亦他国の承認を経て、効力を生ずるものに然らずといえど、他国の承認も亦事に益する場合ありえ支那に於ける我国の特殊利益が、日英協約を初とし、日仏、日露協約等にも謡はれたる所次なし。就ては貴案の如く支那の領土保全と門戸開放、機会均等主義を再言すると同時に、日支関係を声明したる一の宣言を發表することとせば、第一貴見の如く宣伝の禍根を絶ち、第二に我国論の誤解を予防し、併せて極東に於け

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

る実在の事態を開明する効果あるべし<sup>㉔</sup>」と述べている。

さらに「斯くて初日の談話は一般的であるが、単刀直入的に急所まで論及したる次第でランシングは、我輩の虚心坦懐とは言へ思い切ったる出方に稍呆然たる体を示した。我輩は彼は余り乗り気でないとの感を起したが、然し我輩は前日の大統領との談話に一縷の望みを抱いていて、彼が大統領と相談を経たる上の挨拶こそ聞きものなれと心待していた<sup>㉕</sup>」と回想している。

### 第2回会談 (9月10日)

9月10日、石井使節は、ランシング国務長官と第2回の会見を行なった。およそ前回と同一議論を繰り返し、何等の新展開はなかった。それは、ランシング提案に対する日本政府の回訓が到看しなかったからである<sup>㉖</sup>。

### 第3回会談 (9月22日)

9月22日、午後3時、石井子爵は約束により、国務省にランシングを訪問して、門戸開放政策再宣言に対する問題を討議した。会談の内容は次の通りである。

石井——日本政府からの通知によると、日本政府は、支那の現状に影響するようなことは一切しないし、なぜこの時期に宣言するのか、日本国民に説明することが困難であるとのことである。

ランシング——世界の現状において、支那の莫大な資源の開発に資金を供給できる国は、日本と米国のみである。現に行なわれつつあるように、漸次、勢力範囲の復活を許すとすれば、連合諸国政府は、日米両国政府によって、この機会を独占するものと見なすであろう。日米両国は、連合諸国のみならず、日米両国自身のためにも戦ってくれつつある諸国のことを考えず、ただ利己的に連合諸国の不幸な状態を利用して、自己の幸運を築き上げんとしているとの印象を氷解することに、共同一致すべきである。今日こそ日米両国

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

が寛大な精神を示し、連合諸国に対し「我々は、あなた方の災難を利用しようと思えば利用しうるが、それはしない。我々は支那において、何等の特殊な特権を求めない。この戦争が終り、再び、通商貿易によって幸運の建設をする時には、支那の市場と支那における機会とが、日米両国に対すると同様に、あなた方に対しても、自由に開放されていることを発見しうる」と告げるべき時機である。門戸開放の再宣言はこのような意味である。連合諸国にとって前途が暗い時、日米両国の目的とするところが寛大で非利己的であることを声明し、連合諸国の感謝と信頼とを獲得することは価値がある。

石井——そのことは良く判る。門戸開放政策による主たる受益者が日本であるうといことも事実であり、これも承知した。しかし、支那における特殊利益 (special interest) に関して、何等も言及しないとすれば、日本国民は政府を攻撃するであろう。議会の反対党はこの機会を利用して、日本にとって何等得るところなき無益の宣言を行なうことに対し、政府を攻撃するであろう。

ランシング——もしその特殊利益が、卓越的利益 (paramount interest) を意味するにおいては、私はさらにこの件を討議できない。日米の政治情勢において、石井子爵の困難が良く判るから、主義上、門戸開放政策の再宣言に意見があれば、日本国民の願望を満足させるフォミュラ (formula) を発見するよう努める。

石井——まず、そのフォミュラを作成して下されば、それを考慮してみたい (石井子爵は門戸開放政策を宣言することが、連合諸国から寛大な行為として受け取られ、また、列国と日本との間における友情と信頼との結合力を強化することになる、という考えは深く印象されたように見えた)。日本は支那に近接しているために、特に門戸開放政策によって利益を享受しうることを確信しているが、この再宣言に伴う唯一の困難は、日本国民がこれを好まないために、政府攻撃の口実に利用されることである。

ランシング——モンロー主義の根底に関して誤解があるようだ。モンロー主義は、米国が他の米大陸共和国との関係において、卓絶的で卓越的利益

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

(primary paramount interest) を主張していない。その目的は、諸外国をして西半球のいかなる国の主権にも干渉させないことであって、その全目的は、各共和国に自己発展の力を保持されることにある。この発展を援助するにおいて、米国は他の一切の国と平等の地位に立ち、特殊の特権を要求しない。

支那に関しても同一の原則が適用され、いかなる外国も支那において、特殊の特権や卓越的利益を要求すべきでないと思う。日本における人口問題や産業発展の必要は理解できる。日本が朝鮮を占領し、満州を開発しつつある理由は、主としてこの避け難き必要に基づくものであると信ずる。

石井——日本は満州に門戸開放主義の適用を希望している。日本政府は満州に独占を求めない。例え、支那が満州を日本に譲渡するといっても、日本はそれを受諾しないであろう。

ランシング——この卒直な声明を聞くことは慶びである。門戸開放政策の適用に関する子爵の見解が自分の見解と同一であることを望む。私の見解は、支那における外国の通商貿易が、全く妨げられないことである。(子爵も同感だと答えた)。ある国の国民が、支那に鉄道や運河を作った場合、その国の市民に特別の運賃率やその他の特権を与えてはならない。各国の市民が同一の特遇を受けるべきであると思う(石井子爵はこれに同意することを躊躇し、門戸開放主義の適用問題を討議することを避けたいようであった<sup>⑦</sup>)。

ランシングは右の手記に対し、その後の彼の著書において、さらに次のような説明を加えている。

もし、石井子爵のいわゆる特殊利益が卓越的利益を意味すれば、私は本件をさらに子爵と討議しえないと主張した点に、特に留意したい。石井は、自分のこの主張を知ってフォミュラの作成を求めたのであるから、私が作成するフォミュラに、日本の特殊利益のことを述べても、それは地理上の位置に基づく適業的利益に関することであり、政治問題に適用する卓越的利益の思想は、討議から全然除外されていることは、石井も十分承知している。その後、再び卓越的利益という言葉を使ったことがなく、いわんやこれを討議し

たことはない。我等兩人は共に、特殊利益は地理上の近接性の結果であって、支那問題に関する優越的な政治的勢力とは、何等関係なかったものと了解した。

私は特殊利益という言葉すら使いたくなかった。それは門戸開放政策の再確認を害するからだ。しかし、ブライアンが、「1915年3月13日の書簡において、米国は領土の近接性が日本とこれらの地域（山東、南滿州及び東部蒙古）との間に特殊関係を創造することを卒直に承認する」と述べている。この承認は、恐らく余り考えずに行なったものであり、忌わし解釈を受ける。日本政府はこれを記憶していて、ブライアンの言葉の確認を求め、これに一層広汎な意味を与えんと要求した。

日本の要求には応じなかったけれど、1915年3月の承認は、将来依然として米国政府を苛立たせるものとなった。これを直接否認することは、米国側の不誠実とみなされるからできないけれども、この言葉から、「卓越的利益とか経済上のみならず政治上における特殊で緊密な利益」という意味を奪う解釈を与えることはできる。これら二つの意味はいずれも、日本が米国に正しいと認めさせんと切望していたところである。

それには特殊利益とか、特殊関係という言葉を会談に使いながら、日本があえて、その覚書に入れた卓越的利益という解釈は、これを許さないことを明らかにするのが得策である。それをするには、フォミュラの起草に当たって、米国の解釈を明瞭にするようにすればできる。右の言葉を採用し、これに希望する意味を与えとこが、米国政府の約束を構成するブライアンの使った言葉から起る厄介な事態を脱却する唯一の方法であると思った。右の約束は、日本政府が米国政府に忘れさせまいと考え、米国政府との交渉に出来る限り強く主張しようと考えたものである。

私は、ブライアンが使った「関係」なる言葉を好まなかった。その言葉は政治的勢力を意味するように思えたからである。従って、私はそれが「利益」と解釈されたので満足した。この言葉は私の判断では、一層広汎であつて、政治上の問題には使用されることが少ないからである。<sup>⊗</sup>

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

果して、会談当時そのような考えであったのか、後に至って辻褃を合せたのかは不明である。石井子爵は、これに対し次のように当時の実情を述べている。

彼は過日我等が日本は、支那全体において、殊に接壤地方において猶更のこと他国に卓越せる利益を有すると言いたるに對し、例えば之を条文に綴るとせば如何なる辭句を用ゆる積りなるやと問ふたから、我輩は卓越的利益 (paramount interest) なる文字は、能く支那における我利益を描き出すと答へた處、彼は直ちにその文句は恐ろしく強き意味を有す、貴国に一度斯る利益あることを認めれば、之を認めたる国は支那に於ける貴国の行動の如何なるものにも黙從せざる得ざることになる。斯る文字は米政府として到底承認すること克はずと断言した。我輩は之に對して「卓越的利益」なる文句に、そんな強き意味ありとは思はれない。この文句は往年、シーワード國務長官が始めて言い出し、次いでフリーリングハイゼン氏がメキシコにおける<sup>29</sup>貴国の利益を形容するため、使用せられしやに記憶する。

我国の支那における利益は、貴国のメキシコにおける夫と逕庭なきものと信ずるが故に、態と貴国の用語を引用せしまでであると注意したる上、貴国がメキシコに「卓越的利益」を有すればとて、墨国の對外關係に於て門戶開放主義が蹂躪せられるとは思われぬ。現に同國に於ける他國の貿易は、最惠約條の下に円満に行なわれつつあるに非ずやと附言した處、ランシングは之に對し、何等答ふる所なかつたが、兎も角此の辭句に對しては、大統領に於ても強き異議があつて、これを承諾することは不可能であると再び断言した(中略)。

抑「卓越的利益」なる文字は、前述の如く米国製ではあるが、第二回日英同盟協約第三条に「日本は韓國に於て、政治上、軍事上及經濟上卓越せる利益を有す (Japan have paramount Political, military and economic interests in Korea)」とあり、其の後、日韓併合に至つたのを見て、米国当局は此の文字に危險分子ありと思惟したるものとも察せられる。若し斯る嫌疑を抱きたりとすれば、先方の断乎たる反對は好く分かる。基の杞憂たるは勿



石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

論であるが、先方としては無理はない。<sup>⑩</sup>

この石井の回顧録からも察することができるように、「卓越的な利益」については、ランシングに譲歩したように思える。

#### 第4回会談（9月26日）

9月26日早朝、ランシングは前回会談において作成を約束したフォミュラを石井に送付した。もし石井と日本政府がそのフォミュラに賛成であれば、正式にこれを石井に送付しあなたの確認を受けたいと申し送った。

同日午後、石井は国務省でランシングと会見し、大体においてこのフォミュラに賛成であるが、2、3の修正を提案し、結局、特殊利益に関係ある部分は、次のように兩人の間に意見が一致した。

日米両国政府は、領土相接近する国家の間には、特殊の関係を生むことを承認する。その結果、米国政府は日本が支那において、特殊の利益を有することを承認する。日本の占有に近接する地方においては特にそうである。それにもかかわらず、支那の領土主権は完全に存在し、米国政府は日本がその地理的位置の結果、右のような特殊な利益を有するが、他国の通商に差別待遇を与え、または条約上支那が従来他国に許与する商業上の権利を無視することを欲さないことを、日本政府の繰り返される保障に全幅の信頼をおく。<sup>⑪</sup>

この公文題案を作成し合意するに当って、石井・ランシング会談で次のような議論がなされた。

石井——私は早速この公文案を日本政府に電報して、米国政府から私に正式の送付があった場合、これを確認するために日本政府の同意を求める。この公文は、ワシントンと東京において同時に公表されることを望む。

ランシング——このような重要で画期的協定が日米両国民に対し、同時に発足されることになれば慶しい。

さらに、4万人から5万人の軍隊を支那からヨーロッパに送り、連合諸国がある種の仕事に使用することに支那を同感させ得る。もしこれが決定した

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

ら、日米両国はそのような企画を成功させるために協力すべきである。

石井——(少し驚いて)いかにすれば、日米両国は協力し得るか。

ランシング——日米両国は、支那の軍隊を装備しこれに軍需品を供給する資金を提供し、日本は輸送の方法を提供して貢献すべきである。

石井——その話は全く初耳である。支那が現在のような国内不安のある際、いかにして遠方に軍隊を割き得るか判らない。

ランシング——しばしば、軍隊が不安の要因になっている。少なくとも、忠誠不明の軍隊はしかりである。故に、支那の国内よりも他の地方に使用する方が良い(石井はこれには不同意で、この考えには余り賛成でないように思えた)。

石井——日本政府が最善を以って戦争に協力せんと切望していることはご承知の通りであるが、支那の軍隊を遠くへ輸送する船舶の余裕があるのか確信がない。

ランシング——このような重要な問題に関して、今直ちに決定を期待しない。単に一個の可能性ある問題として言及したのみである。私が未確認の問題に言及したのは、子爵が私との会談において示したのと同様に、卒直な思いを以って何事も申し上げたかったからである。私は子爵の誠実と公正に深甚な感銘を受けた。子爵の大なる度量と忌憚なき言明は、日本政府の目的に関し、米国に起っていたことに疑いなき猜疑の念を除去する上において、いかなる他の日本人が成し遂げたことよりも以上のことを成し遂げた。私は子爵が米国に対して同様の信頼と好意を以て帰国され、米国以上に日本に対し忠実な友人のないことを印象されんことを望む。

石井——私の胸中に存在していた疑惑の念は、米国各地において受けた真摯なる友情の表現と惜気なき歓待とによって、全て除去された。私は米国の好意を確信して帰国するのみならず、日本の国民にもそれを印象付けることに努力したい。

ランシング——日米両国は、10年ないし20年にわたって疑いもなく行なわれた邪悪な活動において悩まされてきた。即ち、ドイツは日米両国が互いに敵

対的意図をもっているとの流言を放って、両国政府及び国民の心理を毒し、両国間に疑惑の障壁を設けんと努力してきた。日米両国は共に、これらの手先の存在を知らなかった。従ってこれらの先手の尤もらしい語りの犠牲になったのは当然である。日米両国は次第次第に離反し、一方は他方の行動に存在しない邪悪な動機があるものと認めてきた。しかし、それらの時代は過ぎ去った。今や、両国はこれらの虚言を吐く源泉を知っていたし、それはドイツ外交の性格と一致する。「今や、我々はかつてない親密な友人になった(We now are closer friends than ever before)」。

石井——ドイツが日米両国間の関係に対して演じた下劣な役割は、全く同感である。私は全力を挙げて、日米両国に与えた大なる害悪を除去するに努力する。日米両国は余りに容易に欺かれた。日米両国が互いに胸襟を開いて語れば、両国の紛争は遠い以前に全て消滅していたであろう。

ランシングは、石井に個人的敬意を払って別れを告げ、石井もまた同様にこれに答えた。石井は翌朝(9月27日)、ニューヨークに向け出発し、多分ワシントンには帰らないであろう、とランシングの手記にある。

### 石井特派大使のニューヨーク演説とアジア・モンロー主義

9月27日、石井特派大使一行はニューヨークに赴き、9月31日、同大使はニューヨーク市歓迎会で演説した。その演説の意図について石井は「モンロー主義に類する観念は、西半球のみならず、東洋に於ても存在するものなることを卒直に論及する所あった。歓迎気分満ちたる人は何事も善意に聴いてくれるもので、我輩の真摯率直なる態度はニューヨーク人士の気に入ったものか、胸襟を開きたる我輩の言辞には彼等も胸襟を開いて耳を傾けた。此等の演説は一々大統領及び國務省員の耳に入ったのは勿論であるから、少くとも大統領は前日我輩との談話を回想し、よって日本に対して抱ける門戸開放機会均等主義違反の嫌疑は、そろそろ氷解し出したと推し得べき節があった。此の嫌疑が解けさえすれば、我任務の一半は己に達せられる訳で、今後の仕事も一段容易に

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

なるだろうと期待せられた。米国の如く内外の政策一に民意によって動く国柄に在っては、外国使臣たるもの一面華府に於て官憲と談判すると同時に、他面米国民の諒解を求め、その賛同声援の下に米国当局をして、我主張を承諾し易からしむる様に仕向くる必要が往々起こるのである<sup>33</sup>」と語っている。つまり、石井の目的は、米国の中心であるニューヨークで、米国民に直接語りかけることによって、米国民の理解を得ることにあり、それによって、米国政府に影響を与え、日米交渉をスムーズにさせることにあったと言えよう。

この演説の要旨は、日本の対支政策を門戸開放より説き起して支那の領土保全を強張した上に、さらに進めてアジア・モンロー主義に類似する観念は、西半球のみならず東洋においても存在することを声明したことである。

石井大使の演説は、一般に大きな反響を起こした。10月1日付ニューヨーク・タイムズ紙は「日本が支那に対して成そうとすることに、モンロー主義の米国は非難することができず、石井大使が日本は単に自ら支那の主権、領土の保全を侵害しないのみならず、他国がこれを侵犯せんとするものがあれば、これを防衛する覚悟があるうといのは当然だ<sup>34</sup>」と論評し、石井の主張を認めている。

さらに、10月3日付ロンドン・タイムズ紙も「日米間には何等の問題も存在しない。支那の門戸は開放され、日本の政策はこれを閉鎖することではなく、支那の発展と平和にあり、その善政は支那自身を除き、どこの国よりも日本に切実に利害関係がある。隣国の騷擾は、その当事者に悪影響を及ぼす。日本の利益は、支那を攻略するのでなくこれを擁護することにある。日本はその自衛問題として、いかなる侵略者に対しても支那の保全と独立を防護すべきである。米国人は、この声明を新モンロー主義と評しているが、石井大使は、日本が、従来、常に、保持してきた政策として確信したものである<sup>35</sup>」とし、イギリスはこの声明を歓迎してこれに満足した。

注

① 第1回日英同盟協約(1902年1月30日)第1条,第2回(1905年8月12日)及び第3回英同盟協約(1911年7月13日)第1条に,既に「特殊利益(special interest)」なる言葉はある。しかしながら,この特殊利益は,日本のみが単独に支那において持っているのではなく,英国も同様にこれを持っていることを互いに認めたものである(例えば,「両締約国の特別な利益」とある)。1907年6月10日の日仏協約にも,「特殊利益(intérêt spécial)」なる言葉はあるけれど,その意味が,隣接地域の治安確保に関することに制限され,しかも日仏共同に持っている特殊利益であって,日本が単独に持っているものでない。

よって,今回日本が米国に要求したことは,他国と共有せず,日本のみが支那に特殊利益を有することを,米国をして一方的に承認させようとしたものである。この点において,日本外交史上,特筆すべき事件であると信じる。

② Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1915, Washington Government Printing Office, 1924, p. 108, (以下, Foreign Relations と略す)。

③ Ibid., p. 111.

④ Foreign Relations, 1917, Washington Government Printing Office, 1926, p. 259.

⑤ Ibid., p. 261.

⑥ 田村幸策『最近支那外交史』上巻,外交時報社,昭和13年,798頁。

⑦ ラインシュは,6月15日付佐藤大使の覚書に憤慨し,6月25日,次のような激越な意見を米国政府に具申した。

日本大使の要求は,1915年,支那は独立国でなくなり,米国と支那との外交関係は,日本によって管理されることを米国国務長官が承認した意味になる。ブライアンの意図が,いかに友好的であっても,日本の支那に対する保護権の存在を承認したことはない。当時の支那は,急激的な主権の侵害に対しても上手に抵抗していた。今日と言えども,もし要求が知れたならば支那には憤怒の暴風が起こる。ヨーロッパの列強は大戦の急務に余儀なくされ,戦時中,日本に幾分かの自由な手腕を許しているが,日本がこの機会に得た不正な利益を清算する日が来る。日本が米国に要求したことは,ヨーロッパの列強が現に承認しているよりも大きく,支那における日本の優先的で,支配的な地位を認めることになる。

このような承認は,米国の国策と130年間の努力によって築き上げた地位を放棄し,友邦の支那を裏切るものである。日本がこのような承認を偶然の書簡として要求することは,大戦中にその目的を達成しようとする無理するものである。

1915年5月11日,米国政府が日支両国政府に発した書簡は,同年3月13日付の米国政府が発した書簡に,日本が今日与えんとする意義を否定したものであり,

## 石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

3月13日付の書簡は、単に日本が満州に獲得した特定のコンセッションと、日支間の領土近接に言及したのみである。

当時は、この意味においてのみ、特殊地位を認めたのであって、米支間の外交交渉の自由を制限する保護国の意味において、承認したのではない。代償 (quid pro quo) なくして、米国が日本の内モンゴ開発に好意を表する保証を与えたことは、友情の十分な証拠である。

特殊地位 (special position) なる言葉には、確かな意義はない。それは、日本がロシアや英国のように、特定のコンセッションと領土の近接性によって、支那との間にある種の関係をもち、その地方の開発に利害関係を持つべき特定の理由を持っていることを、表わすために使用されたのかも知れない。しかしながら、そのような利益は、支那の政治的主権を害するところまで拡張し得ないことは、米国政府の前後の声明によって明瞭である。そのような関係の存在を承認すれば、米国政府は、特殊利益の発展に好意を表明することになり、支那の隣邦諸国に対し、妨害して困難を惹起する意思を表明することになる。この意味において、確言を訂正し、その意味を明瞭にすることが、友邦な支那の重大な利益のみならず、米国自身の国家的利益に破壊的利益をもたらさない全てである。米国はるか以前から、支那に特殊地位をもっている (Foreign Relations, 1917, pp. 77—78)。

⑧ Ibid., pp. 260—262.

⑨ 田村前掲書、中巻、昭和14年、303頁。

⑩ Foreign Relations, 1917, p. 261.

⑪ 1916年(大正5)8月13日、鄭家屯における日支両国軍衝突事件。同日、同地在住日本人売薬商店員吉本善代吉が街頭雑踏中で中国兵と突当り、口論の末に殴打され、領事官の河瀬松太郎巡査に事実を申告した。同巡査は直ちに支那軍第28師団司令部に至り、団長に面会を求めたが退出を強要されたので、同地守備隊の応援を得、再度司令部に赴いた。ところが支那側は事情を察し兼ね、遂に戦闘となり、日本側に死者12名、重傷者5名、支那側に死者4名、重傷者1名その他多数の軽傷者を出した。この事件後、第28師等は同地から撤退、代わって日本増援軍が入り平静となった。外交交渉の結果、○責任ある支那士官の処罰 ○日本人商人吉本に慰謝金500ドルを給与等の公文が交換されて解決をみた(日本外交史辞典編纂委員会『日本外交史辞典』大蔵省印刷局、昭和54年、582頁。

⑫ 田村前掲書、上巻、718—719頁。

⑬ 米国政府は日本の特派使節一行に対してのみ、特に示威的行動を執って、一種の威嚇を行なったと思われる。

それは石井使節の一行をロングアイランド (Long Island) に案内して、同地に集結中の米国大西洋艦隊の威容を見せたことである。なぜ日本の使節に対してのみ、

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

かかる接待方法をしたのか疑問であるが、ランシングによると

「単に接待のためのみでなく、米国の海軍勢力のいかなるものであるかを、日本使節に知らせたいとの考えが米国役人のなかにあった (Robert Lansing, War Memoirs of Robert Lansing, The Bobbs-Merrie Company, Indianapolis, 1935, p. 279. 以下, War Memoirs と略する) とある。

このことは、日本が支那でわがままな振る舞いをする時、米団の大艦隊が背後に控えているぞ、との威嚇を意味しているに違いない。

- ⑭ 石井菊次郎『外交余録』, 岩波書店, 昭和5年, 136頁。
  - ⑮ 本文 106 頁
  - ⑯ 日本は石井菊次郎子爵を特派使節とし, 竹下海軍中將, 菅野陸軍少將, 永井外務書記官以下3名を随員としてアメリカに派遣した (Foreign Relations, 1917, p. 258)。
  - ⑰ 石井前掲書, 136—137頁。
  - ⑱ 同書, 139頁
  - ⑲ Carnegie Endowment, The Imperial Japanese Mission, 1917, Washington, 1918, p. 14.
  - ⑳ 石井前掲書, 140頁。
  - ㉑ Foreign Relations, The Lansing Papers, 1914—1920, vol. 2, Krans Reprint, Millwood, New York, 1983, p. 433—435. (以下, Lansing Papers と略する)。
  - ㉒ 1917年1月16日, ドイツのチンメルマン外相は, メキシコ駐在のドイツ公使に対して, 「ドイツは, 2月1日から無制限潜水艦戦を始めるが, 米国に中立を守るよう努力する。米国を中立させることに成功しない場合には, ドイツは, 次の条件を以ってメキシコに同盟を提議する。(1)共同戦争を行ない, 単独講和をしないこと, (2)広範な財政的援助をすること, (3)メキシコは, 米国において失なったテキサス, ニューメキシコ, アリゾナの3州を回復すること。貴官は対米開戦と同時に, メキシコ大統領に上記の事項を申し込むと同時に, 同大統領をして, 日本に対し直ちに自発的協力をするように求めるとともに, 同大統領に日独間の調停を提議すべし」との秘密電報を發した。
- この電報はウィーンからワシントンのドイツ大使館に送られ, 1月19日, 同大使館からメキシコに転電された。この電報が, 英国の諜報機関によって解電され, 米国政府に転送され, 3月1日, 米国政府によって發表された。この電報は, 潜水艦戦よりもかえって強く米国人の対独反感を激励し, 対独戦を促進する動機になったと言われている (War Memoirs, op, cit., pp. 225—231)。
- ㉓ Foreign Relations, 1917, p. 435.
  - ㉔ 石井前掲書, 142頁。
  - ㉕ 同書, 142頁

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(一) (池田)

- ②⑥ War Memoirs, p. 293.
- ②⑦ Lansing Papers, vol. 2, pp. 435—437.
- ②⑧ War Memoirs, pp. 296—297.
- ②⑨ 1897年6月16日、米国によってハワイ諸島が併合されると、日本政府は星駐米公使を介して、「(1)ハワイにおける現状を維持することは、太平洋において、諸利益を持っている国々の意志疎通にとって不可欠である。(2)米国によるハワイ諸島の合併は、その条約、憲法、法律の下で、日本国臣民の権利を危険にさらしがちになり、条約規定下で、日本に好意的な要求や責任の解決を延期する結果になるかも知れない」との二つの抗議を米国政府に行なった。

この抗議に対する6月25日付米国政府の回答によると、「米国はハワイ諸島において、優越的で卓越的影響 (the predominant and paramount influence of the United States) を持っている」と述べている。つまり、ここに明瞭に「卓越的 (paramount)」なる言葉を使用している (Moore J. B., A Digest of International Law, vol. I, Washington Government Printing Office, 1906, pp. 504—505)。
- ③⑩ 石井前掲書, 144—146頁。
- ③⑪ Lansing Papers, vol. 2, p. 440.
- ③⑫ Ibid., pp. 438—440. War Memoirs, p. 297.
- ③⑬ 石井前掲書, 141頁。
- ③⑭ New York Times, October 1, 1917.
- ③⑮ Times (London), October 3, 1917.